

平成 29 年 12 月 11 日

各 位

株式会社 北洋銀行

キャッシュカード規定等の改定のお知らせ

いつも、北洋銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

北洋銀行では、このたび、下記のとおりキャッシュカード規定等を改定させていただくこととしましたのでご案内申し上げます。

なお、改定後の規定は本改定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

1. 改定内容

(1) キャッシュカード規定

改定後	改定前
15. (解約、カードの利用停止等) (3) 省略(変更なし) ①～③省略(変更なし) ④ <u>70歳以上の方で、過去3年間、ATMでのキャッシュカードによるお振込みがない方</u>	15. (解約、カードの利用停止等) (3) 省略(変更なし) ①～③省略(変更なし)
(規定の変更) <u>この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u>	(新設)

(2) IC キャッシュカード特約、デビットカード取引規定、法人向けキャッシュカード規定

改定後	改定前
(規定の変更) <u>この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u>	(新設)

2. 改定日

改定日 平成 30 年 1 月 15 日

以 上